

平成29年 No. 4

○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

改正理由

組織名称変更ため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 2 月14日 大学院連合学校教育学研究科委員会 審議・承認

○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程の一部を改正する
規程

改正理由

組織名称変更ため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 2 月14日 大学院連合学校教育学研究科委員会 審議・承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 2 月15日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第 4 号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成 8 年規程第 7 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程の一部を改正する
規程を次のように制定する。

平成29年 2 月15日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第 5 号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程
の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程（平成 9 年規程第
10号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：組織名称変更ため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (教員組織) 第3条 連合学校教育学研究科の教員組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 連合学校教育学研究科の専任教員（以下「研究科専任教員」という。） (2) 東京学芸大学、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学（以下「構成大学」という。）の教育学部及びこれに関連を有する研究施設等の教授及び准教授のうち連合学校教育学研究科における研究指導及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教員 (3) 構成大学の教育学部及びこれに関連を有する研究施設等の教授、准教授及び講師のうち、連合学校教育学研究科における研究指導の補助及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教員 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成29年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (教員組織) 第3条 連合学校教育学研究科の教員組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 連合学校教育学研究科の専任教員（以下「研究科専任教員」という。） (2) 東京学芸大学、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学（以下「構成大学」という。）の教育学部 <u>（横浜国立大学にあつては教育人間科学部）</u> 及びこれに関連を有する研究施設等の教授及び准教授のうち連合学校教育学研究科における研究指導及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教員 (3) 構成大学の教育学部 <u>（横浜国立大学にあつては教育人間科学部）</u> 及びこれに関連を有する研究施設等の教授、准教授及び講師のうち、連合学校教育学研究科における研究指導の補助及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教員 2・3 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程の一部改正について

改正理由：組織名称変更ため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第2条 委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。 （1）各構成大学の学長 （2）研究科長 （3）各構成大学の教育学部長 （4）各構成大学の研究科運営委員会委員長 （5）研究科の専任教員 （6）各構成大学の事務局長 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成29年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （組織） 第2条 委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。 （1）各構成大学の学長 （2）研究科長 （3）各構成大学の教育学部長 <u>（横浜国立大学にあつては，教育人間科学部長）</u> （4）各構成大学の研究科運営委員会委員長 （5）研究科の専任教員 （6）各構成大学の事務局長 〔省略〕